

第9回八街市農業委員会総会

平成29年10月4日

八街市農業委員会

平成29年第9回農業委員会総会

平成29年10月4日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | 11. 岩品要助 |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 鶴之澤一行 | 8. 三須 浩 | 14. 鶴澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 17. 山本朝光 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 18. 山本 健 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | |

2. 欠席者

<農業委員>

- | | |
|---------|----------|
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 |
|---------|----------|

<農地利用最適化推進委員>

16. 中嶋洋一郎

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 梅澤孝行 | 主 査 | 宮内清志 |
| 主 査 | 太田謙一 | 主査補 | 浅井久子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後2時58分)

○岩品会長

平成29年第9回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月下旬頃からめっきり朝晩涼しくなり、秋を感じるようになりましたが、農業を営む者には、秋冬野菜の出荷が目前で、販売価格が気になるところだと思います。経費や労力に見合った価格で販売できればいいですが、今年は比較的天候の方も順調で、豊作貧乏にならなければと心配しているところでございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条、本体で22件、軽微な農地改良事業適合証明の交付6件、農用地利用集積計画3件、農用地利用配分計画1件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は9名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は17名です。なお、農業委員の中村委員及び佐伯委員、並びに推進委員の中嶋委員より欠席届が出ております。報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

9月8日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員で行いました。

9月19日火曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、山本元一委員、藤崎委員で行いました。

9月28日木曜日、午後1時半より、調査委員会現地調査及び転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員、石井副会長、推進委員で西山委員、井口委員、保谷委員で行いました。

10月2日月曜日、午後1時半より、調査委員会面接を第1会議室で開催し、調査委員会調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員、石井副会長、推進委員の西山委員、井口委員、保谷委員で行いました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は8番、山本重文委員、9番、藤崎委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、使用貸借、所在、八街字立合松東、地目、畑、面積4筆合計3万5,764平方メートル。権利者事由、親から農業経営を譲り受け、後継者として引き続き農業に専念する。義務者事由、経営移譲年金受給のため、後継者の子に農業経営を譲り渡す。

番号2、番号3、番号4は、同一状況のため、一括してご説明いたします。

番号2、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積715平方メートル。番号3の面積658平方メートル。番号4の面積520平方メートル。権利者事由、農地の義務者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、この3件は議案第4号、2番、3番、4番にそれぞれ関連しております。

番号5、区分、売買、所在、根古谷字向山、地目、畑、面積3筆合計2,359平方メートル。権利者事由、農業経営規模を拡大したい。義務者事由、高齢のため経営規模を縮小したい。以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告を行いますが、議案第1号、2番から4番については議案第4号、2番から4番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の武田委員に調査報告をお願いします。

それでは、議案第1号、1番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

○宮澤委員

それでは、議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、義務者が経営移譲年金を受給するため、後継者である息子に使用貸借権の設定により経営移譲するための申請であります。申請地については、位置はJR八街駅より北方向約4キロメートルに位置しており、境界は、周囲のお茶の木が境界ということで、隣接土地所有者も同意しております。現況は、野菜作りを中心に周年耕作されております。進入路は八街市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、トラック2台、耕運機1台です。労働力は権利者と世帯員2名で、年間農作業従事日数は、権利者が250日、世帯員がおのおの300日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小される行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考となる事項として、営農計画は今までと同

様にスイカ、トマト、ニンジン等を予定しており、通作距離は、自宅に隣接しているため、問題はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号、5番について、高橋委員、調査報告をお願いします。

○高橋委員

それでは、議案第1号、5番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告いたします。

まず、申請地について、位置はJR八街駅より南西約8.5キロメートル、八街市クリーンセンターより西へ約3.5キロメートルに位置し、境界は、1カ所が石杭、もう1カ所はウツギの木が境界となっており、隣接土地所有者は同意しております。現況は、義務者によりトラクターできれいに耕うんされており、今は何も作付されていない状況でございます。進入路は市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。権利者の所有している主な農機具は耕運機1台、貨物自動車1台で、トラクター、田植え機、コンバインは知人と共同で利用しております。労働力は、権利者及びその世帯員が2名で、常時雇用者はありません。年間農作業従事日数は、権利者が165日、世帯員がおのおの60日でございます。また、技術力があり、面積要件については、畑が約53アール、水田が約22アールで、合計75アール、下限面積の50アールを満たしております。現在、権利を有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はないことを、事務局にて権利者の住所地の農業委員会に確認しております。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。権利者は市外在住ですが、もともと今回の申請地のすぐ近くの八街地積の畑を所有、耕作しており、通作距離は自宅から約500メートル、歩いて約8分でございます。その他参考となる事項としましては、営農計画は落花生を予定しております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

○小川委員

先ほどの宮澤委員の方から、境界でお茶の木という話がございましたけども、過去にも茶の木が境界だという例はあったのですが、これは後々問題になるというようなことは、事務局で

は把握はというふうに考えておるのか。

○梅澤事務局長

単純に農地の売買とか所有権が変わるものであれば、そこら辺の危惧もないわけではないのですが、今回の場合は、あくまでも、親子で一緒に農家をやっているんですが、経営移譲年金をもらうために、書類上での経営移譲の前段にあたっての書類上での貸し借りということで、耕作の状況につきましては何ら今までと変わりがありません。確かに、農地を売買、他人に所有権が移転する場合であれば、危惧するところではありますが、あくまでも書類上での経営移譲年金の関係の使用貸借、親子での使用貸借ということでございますので、お茶の木であれば、従来どおりであれば問題ないというような解釈をうちの方ではしております。

○岩品会長

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、これで質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号、1番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可することに決定します。

次に、議案第1号、5番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、5番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、5ページをごらんください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字谷上地先、地目、畑及び山林現況畑、面積954平方メートルのうち0.37平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積0.73平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、自らが耕作を継続しながら、あわせて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、所在、砂字城ノ内地先、地目、畑、面積585平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1.245平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電設備を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入

を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号、1番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

○宮澤委員

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、番号1の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より東に約600メートルに位置し、申請者の敷地を経て進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針25ページ、②の㉑に該当するため、第1種農地と判断されます。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され、支柱部分の一次転用であることから、事務指針29ページ、②の㉒として例外的に認められると判断しました。作付及び出荷計画は、農作物はキクラゲで、食品加工業者への出荷を検討しております。外部からの営農指導者を従事させ、安定生産を計画しております。発電設備の構造は、簡易的な支柱に架台を組み合わせ、高さ3メートル前後であり、間隔をあけることからトラクターの運行は可能であり、設備の下での農作業に支障はなく、隣接農地への営農にも支障なく設置いたします。外周フェンスは設置しません。資金計画は借入金で賄う予定です。確認事項といたしまして、一時転用期間が3年以内であること、容易に撤去できる構造であること、営農の縮小や生産物の著しい劣化がないこと、毎年の営農状況報告ができること、営農が適切でない場合は撤去指導を受けることについて了承を得ております。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、担当委員としては許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号、2番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本健委員

議案第2号、2番について、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約9キロメートルの位置にあり、市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請地は太陽光発電用地で、面積が1,245平方メートルと小面積のため、妥当と思われます。資金の確保につきましては自己資金と借入金で賄う計画である。申請地には小作人等、権利移転には支障はありません。次に、周辺農地の営農条件の支障について、隣接地に対する被害防除対策としてフェンスの設置、雨水については敷地内に浸透することで、周辺農地に支障はないと思われます。なお、事業計画についても隣接者の同意も

はっきりしているとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準に支障はなく、本案件は何ら問題がないと思われ
ます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願い
します。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第2号、2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願い
します。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題と
します。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、6ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計
画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、滝台字丹尾台地先、当初地目、畑、計画変更地目、畑及び畑現況道路、現況
道路となった地目は県道用地として既に売却されております。当初許可面積2,231平方メ
ートル。計画変更面積2,150平方メートル及び県道用地として売却された面積69平方メ
ートル。当初計画者の目的、店舗用地。承継者の目的、駐車場及び資材置場用地。当初計画者
の事由、当初は当該申請地に店舗を建築する予定でいたが、事情により計画を断念したため、
当該許可済地を売却したい。承継者の事由、現在、申請地の近隣でサッシの加工販売及び取付
工事業を営んでいるが、敷地が手狭で不便なため、当該申請地を駐車場及び資材置場として利
用し、業務の効率化を図りたいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっ
ていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。

なお、本件は議案第4号、10番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号、1番は議案第4号、10番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の小川委員の調査報告を受けて採決します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、7ページをごらんください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字長谷地先、地目、畑、面積531平方メートルのうち285.99平方メートル。区分、使用貸借。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、両親と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、親が所有している当該申請地を借り受けて専用住宅を建築したいというものです。農地の区分は、用途地域に隣接し、市街化が見込まれる区域内である農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2から番号4は同様の内容なので、一括してご説明いたします。

番号2、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積715平方メートルのうち0.41平方メートル。番号3、所在、地目同じく、面積658平方メートルのうち0.41平方メートル。番号4、所在、地目同じく、面積520平方メートルのうち0.34平方メートル。区分、一時転用の使用貸借です。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

なお、本件は議案第1号、2番から4番に関連しております。

番号5、番号6は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号5、所在、八街字松ヶ丘地先、地目、畑、面積55平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積257平方メートル。区分、売買。番号6、所在、地目同じく、面積78平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積566平方メートル。区分、使用貸借。転用目的、専用住宅及び通路用地、転用事由、現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

なお、本件は議案第4号、5番、6番にそれぞれ関連しております。

続きまして、番号7、番号8は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号7、所在、吉倉字起シ田地先、地目、山林現況畑、面積674平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積3,461平方メートル。番号8、所在、地目同じく、面積76平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積150平方メートル。区分、売買。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

なお、本件は議案第4号、7番、8番にそれぞれ関連しております。

番号9、所在、砂字堀込地先、地目、畑、面積688平方メートル。区分、売買、転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、太陽光発電施設工事業を営んでいるが、業務の増加に伴い、資材が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10は、議案第3号、1番に関連してご説明いたしましたとおりでございます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号、1番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第4号、1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より東へ300メートルに位置し、農地区分としては、事務指針27ページ⑤の(a)の(i)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、自己用住宅を建設するための申請です。現在の住まいが手狭になってきたため、今後、両親の生活の面倒を見ることも視野に入れて、土地が実家の前にあり、今後畑として使用することもないとのことで、申請地以外に最適な土地も見つからなかったため、申請地といたしました。申請面積は285.99平方メートルで、整地する程度で済みます。資金は借入金にて賄う計画となっております。周囲をブロック、フェンス等で囲い、土砂等の流出を防止するなど配慮する。周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われれます。なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了承しているとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、2番から4番及び関連します議案第1号、2番から4番について、武田委員、調査報告をお願いします。

○武田委員

議案第4号、2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、事務指針25ページの①に該当するため、農用地区域内にある農地と判断し、事務指針29ページ、①の㉔による例外と判断しました。

次に、一般基準ですが、営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は0.41

平方メートル、パネル240枚、杭88本、支柱1本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保については自己資金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立てはせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行います。用水はなし。雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はなし。防災計画は、工事中、接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を設置する。日照については、太陽光パネルが約2メートルの高さにあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。近隣への被害防除対策は、隣接する方面の草刈り管理でダイカンドラのほかへの進入を防ぐことになっておりますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ですが、土地改良区の意見として、いまだ事業が立ち上がっておらず、土地改良区の施設もないため、やむを得ないものと判断しています。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、2番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については会長が専決で処理してはどうかと思っております。

次に、議案第4号、3番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、事務指針25ページの①に該当するため、農用地区域内にある農地と判断し、事務指針29ページ、①の㊸による例外と判断しました。

次に、一般基準ですが、営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は0.41平方メートル、パネル240枚、杭88本、支柱1本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保については自己資金及び借入金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立てはせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行います。用水はなし。雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はなし。防災計画は、工事中接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を設置する。日照については、太陽光パネルが約2メートルの高さにあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。近隣への被害防除対策は、隣接する方面の草刈り管理でダイカンドラのほかへの侵入を防ぐことになっておりますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ですが、土地改良区の意見として、い

まだ事業が立ち上がっておらず、土地改良区の施設もないため、やむを得ないものと判断しています。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま

す。続きまして、関連しております議案第1号、3番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思っております。

次に、議案第4号、4番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、事務指針25ページの①に該当するため、農用地区域内にある農地と判断し、事務指針29ページ、①の㊸による例外と判断しました。

次に、一般基準ですが、営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は0.34平方メートル、パネル202枚、杭72本、支柱1本であり、面積は妥当と思われま

す。資金の確保については自己資金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立てはせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行います。用水はなし。雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はなし。防災計画は、工事中、接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を設置する。日照については、太陽光パネルが約2メートルの高さにあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。近隣への被害防除対策は、隣接する方面の草刈り管理でダイカンドラのほかへの侵入を防ぐことになっておりますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われま

す。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ですが、土地改良区の意見として、いまだ事業が立ち上がっておらず、土地改良区の施設もないため、やむを得ないものと判断しています。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま

す。続きまして、関連しております議案第1号、4番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思っておりますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思っております。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、5番、6番について、西山委員、調査報告をお願いします。

○西山委員

それでは、議案第4号、農地法第5条規定による許可申請についての調査報告を行います。

議案第4号、5番、6番については関連しておりますので、一括して申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南西へ約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、良好な営農条件を備えている農地ですので、事務指針の25ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地として判断いたしました。この案件については、第1種農地の場合の事務指針30ページの②の㉔の(エ)による例外に該当するものと思われま。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅及び通路用地ということですが、申請面積は通路用地335平方メートル、住宅用面積約488平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま。資金の確保につきましては借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありま。次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣地境界にはコンクリートブロック積み及び土のう等により土砂などの流出防止をする計画となっており、用水は井戸水、雨水は敷地内自然浸透、また、地下浸透です。汚水、雑排水には合併浄化槽、蒸発散装置の設置による処理となっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま。

なお、隣接農地は全て譲渡人及び両親のため、本事業に関して全て承諾済みとなっております。また、申請地は土地改良受益地ではございま。権利者は現在アパート住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しま。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、7番、8番について、山本朝光委員、調査報告をお願いします。

○山本朝光委員

議案第4号、7番8番につきまして、一括して調査報告をいたしま。

申請地は八街南中学校の北西約400mに位置し、市道に接しており進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、申請面積は、2,289㎡と150㎡であり、太陽光パネル288枚と通路として面積妥当と思われま。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありま。

事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は自然浸透の計画です。周囲には金網フェンスを設

置し、隣接農地への雨水等の流出を防止することです。

権利者は、太陽光発電事業により収益増を図ることから事業の妥当性についても認められます。

本件は、地目が山林であったがため、既に事業に着手しており、後日、現況が農地であれば農地法が適用されることを知り、この度の転用許可申請に至っております。

申請者におかれましては、認識不足を深く反省しており、その旨の始末書も添付されております。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は追認として何ら問題ないものと思われれます。

以上、調査報告を終わります。。

○岩品会長

次に、議案第4号、9番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本健委員

議案第4号、9番についての調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約8キロメートルの位置により、市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分は、生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請地は、円融を行う所有権移転であり、移転後は資材置場で、申請面積も688平方メートルと小面積のため、妥当と思われれます。資金確保につきましては自己資金で賄うということです。次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地は既に太陽光発電用地として利用しており、日照、通風への影響なく、転出後の設置で支障はないと思います。また、権利者は現在、太陽光発電施工業を営んでおり、業務の拡張とのことであり、これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、10番及び議案第3号、1番について、小川委員、調査報告をお願いします。

○小川委員

それでは、議案第3号、1番、並びに議案第4号の10番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、二州小学校の前、国道126号から409号に真っすぐに通っております県道301号線でございますけれども、二州小学校から約500メートルの位置にあります。調査報告の第3号の1番ですけれども、平成3年に店舗用地ということで許可をいただきましたけれども、この計画を断念して、この土地を権利者、承継者に譲り渡して転用するというものでございます。

次に、一般基準でございますけれども、計画面積は2,150平方メートルということで、

現在、会社は非常に狭くて、荷物だとか駐車場だとか、非常に狭く使っておられるようで、必要性にかられての今回の申請であると思われます。駐車場及び資材置場としての申請になっております。資金は自己資金で、適当であると考えられます。面積的にも問題はなく、許可後は速やかに事業を行うものと思われます。あと、小作人もございませんし、隣地地の畑がございますが、長い間不耕作農地になっておりまして、何年か先には非農地認定されるやもしれない畑でございますので、周辺農地に対する影響というのはありません。その次に、この土地に再生の石を前面に敷いて、周りはブロックの2段積みとフェンスを設けるということでございます。特に問題はございませんで、先ほども話しましたが、隣接する農地が非常に荒れておりますので、そこから大きく雑木が申請者の土地にかぶっておりますが、その問題さえクリアできれば特段問題はないだろうと考えます。許可相当でよろしいじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、ただいま報告のありました1番から10番までの質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、5番、6番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、許可相当で決定します。

次に、議案第4号、7番、8番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、7番、8番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、9番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、10番及び議案第3号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、議案第3号、1番については許可相当で決定します。

続きまして、議案第4号、2番、3番、4番に関連します議案第1号、2番、3番、4番についての担当推進委員の調査報告は許可相当です。ただし、この申請は農地法第5条の一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせ会長専決としてはどうかとの意見がありましたが、今後の事務処理については会長専決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

異議がなければ、今後の事務処理については知事の処分に合わせて会長専決とします。

次に、調査委員会案件に入ります。議案第4号、11番から15番についてを議題とします。この議題は調査委員会案件です。調査班第3班が担当いたしましたので、山本重文班長から報告をお願いします。

○山本重文班長

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、11番から15番までの調査報告をいたします。

平成29年9月28日午後1時半より現地調査をし、10月2日午後1時半より市役所第1

会議室において調査委員会を実施いたしました。調査員は私、山本の他、石井副会長、円城寺委員、中村委員、地区担当の西山委員、井口委員、保谷委員、事務局からは宮内主査、太田主査が出席しております。

番号11番から13番は関連していますので、一括してご説明いたします。

番号11、所在、八街字鍵袋い、地目、畑、1、282平方メートルほか5筆、3、117.78平方メートル。

番号12、所在、八街字鍵袋い、地目、畑、1、800平方メートル。

番号13、所在、八街字鍵袋い、地目、畑、26平方メートルほか1筆、149平方メートル。区分は賃貸借です。転用目的は事務所及び整備棟及び重機置場用地。転用事由は、現在、建設機械のリース業を営んでいるが、国道の拡幅工事により移転することになったため、当該申請地を代替地として取得し、事業を継続したい。

それでは、調査結果について報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より西南西へ約3キロメートル。進入路は県道合同八街線に接しており、確保されております。農地性は、事務指針25ページ②の㊸集団的に存在している農地に該当するため、第1種農地と判断しました。また、事務指針31ページの②の㊸による転用面積が開発面積の3分の1以下という例外に該当いたします。面接には、権利者側から4名が出席いたしました。権利者の会社の概要について、主な業務内容は建設機械のレンタルであります。資本金5億円、年商1,500億円、従業員5,000人。申請地を選んだ理由ですが、国道51号道路拡幅に伴い、代替地として利便性がよかったため。事業計画については、重機置場及び事務所、整備棟を計画しております。現在持っている施設の面積は3,000坪で、今度、八街に移動してからどのぐらいの重機を保有するのかということを探ねたところ、最大約500台ということでありました。また、計画に載っております表面貯留という施設がございますが、その施設はどういうものかと探ねたところ、調整池の手前に深さ約15センチメートルの雨水をためる貯水層を設けると。ふだんはそこは重機置場として利用する。造成及び排水計画ですが、造成は全面アスファルト、雨水は調整池及び表面貯留施設から道路排水へ放流。汚水、雑排水は、合併浄化槽28人槽からパイプを通じて道路排水へ放流。隣接地への被害防除対策ということで約2メートルの鋼板を立てる。隣接地には迷惑のかからないようにするということでした。その他確認事項として、開発申請の進捗状況はいかにか、また、事前協議はどの段階でしょうかとお尋ねしましたところ、事前協議は、あとは道路河川課の意見を残すだけであるということでした。本申請については10月中旬を予定しているとのことでした。西夕土地改良区の畑かんについて協議は調っているということでした。また、土地改良区の意見書を提出しますということでした。

一般基準ですが、計画全体面積1万7,669.28平方メートル、転用面積5,066.78平方メートル、全体の28.67パーセントで、面積は妥当、先ほどの例外規定の範囲内です。事業資金は全て自己資金にて賄う計画であります。

以上の調査結果から、本案件は問題なく、調査委員会第3班としましては許可相当と判断し

ました。

なお、都市計画法の開発行為に該当するため、調整を要する旨意見を付すことが妥当と考えます。

次に、議案第4号、14番について、報告いたします。

所在、八街字裏島ほ、地目、畑、申請面積は27平方メートルほか3筆、2,565平方メートル。区分は賃貸借であります。使用目的は資材置場用地。転用事由は、現在、土木建築業を営み、宅地の一部を資材置場として利用しているが、手狭な状況であるため、当該申請地を資材置場として利用したいというものです。

それでは、調査報告をいたします。まず、立地基準ですが、市役所より南西へ約1.5キロメートル、新しくできました八街バイパス道路に接しており、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針26ページの④の⑥の(ウ)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められているため第3種農地と、及び、事務指針27ページ、⑤の(a)の(イ)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないと思われま。

面接調査ですが、権利者、代理人の2名の出席をいただきました。権利者の事業概要についてですが、主な業務内容は土木建築業、リフォーム業。事業開始の年月日、法人として2005年ぐらいからやっている。個人としては2001年ぐらいからということでした。年商3億円、従業員7名、取り扱う資材については土木建築資材全般、保有する作業車両は軽のダンプ5台、トラック1台。主な現場は八街市を中心としている。事業計画についてですが、土木建築の資材を保管する。管理はどのようにしますかという質問に、外柵を設置し施錠する。人の常駐はしない。造成計画ですが、整地のみ。事業排水は雨水排水のみで、遊水池で自然浸透。隣接地への被害防除はどのようになっていますかという質問に、南側が宅地になっており、1メートルを超える程度のブロック塀に囲まれております。北側は畑側で、フェンスを設置する。現在、その北側の畑ですが、耕作がここはされていない状況で、ちょっと雑草に覆われている状態です。現在使用している資材置場ですが、今は1カ所で、その場所は本人の実家を使用している。面積は200～300坪で、最大限利用しているとのこと。全て親の名義だそうです。

その他確認事項です。一般基準ですが、計画面積は妥当。工事については自己資金で賄う計画となっております。その他の支障は特になくはないと思われま。

以上の調査結果から、本案件は問題なく、調査班第3班といたしましては許可相当と判断しました。

続きまして、議案第4号、15番について、報告いたします。

所在、八街字笹引へ、4,712平方メートルほか1筆、4,894.89平方メートル。区分、売買。転用目的、資材置場用地、転用事由、現在、土木建築業を営んでいるが、申請地近隣の事業が増加しているため、当該申請地を資材置場として利用し、事業の効率化を図りたいというものです。

調査報告をいたします。立地基準ですが、市役所より南へ約4キロメートル、笹引小学校よ

り東へ約500メートルに位置し、市道に接しており、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針28ページの⑤のbに該当する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地と判断しました。代替性はないものと思われます。面接に出席されました権利者の主な業務内容は不動産業、売買、仲介、建物の解体、コインランドリー、洗車場。事業開始の年は昭和56年。年商5億円から6億円、従業員は7名、取り扱う資材は採石、山砂。保有する作業車両は4トンダンプ2台、2トンダンプ1台、重機2台、主な現場といたしましては、佐倉市、四街道市、八街市を中心としている。事業計画については、工所用資材、建設車両、移動式プレハブ、物置などの保管。管理につきましては、人は常駐しない。出入りにゲートを設置し、施錠。場合によっては防犯カメラの設置。造成・排水計画ですが、整地のみで碎石を敷く。雑排水はなし。雨水は敷地内浸透。隣接地への防除対策は防塵ネット。出入り口は安全鋼板にアルミゲート。隣地が低くなり、雨水がたまらないようにしたい。隣地よりも低く工事し、雨水、土砂等の流出を防止する。現在使用している資材置場は1カ所、四街道市にあるそうです。781平方メートル、最大限の使用をしている、借りている土地であります。その他確認事項として、宅地と建物を購入したようだが、使い道はいかがかと尋ねると、売る予定であると。場合によっては従業員の休憩所とする。八街市の置場ができた暁には四街道市の置場は返却の予定である。

一般基準ですが、面積は妥当と思われます。工事費用については自己資金で賄う予定でございます。特に念を押したのは、隣接農地があるため、そこが一番低い場所だったので、土砂と、あるいは、雨水のたまりがないように注意してくださいということで尋ねたところ、被害が生じた場合にはすぐに対応するとのことでした。

以上の調査結果から、本案件は問題なく、調査班第3班としましては許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○小川委員

では、参考のためにお尋ねしておきますが、11番から13番まで、権利者の総開発面積が1万平方メートルを超えていらしたのですか。ここには約5,000平方メートルですけども、ほかの土地についての情報を少しと、あと、14番の賃貸借における畑の種別ですね。最初に、第3種はこの中におありですか。

○山本重文班長

第3種農地はないです。第1種農地で、例外規定といたしまして、総開発面積の3分の1以下の開発ということで、先ほど説明いたしました総面積の28.67パーセントが転用面積となります。ほかは、地目が農地ではございませんので。

○小川委員

先ほどの説明の権利者の方の開発面積で、ここに載っているのは約5,000平方キロメー

トルですか。総開発面積との差は約半分ですか。

○山本重文班長

いや、半分ではなくて、先ほども説明しましたが、1万7,669.28平方メートル。それで、3分の1以下の面積なので、第1種農地でも例外規定として転用が可能だということです。

○岩品会長

ほかに何かございますでしょうか。

足りなかったら、事務局、補足をお願いします。

○宮内主査

あと、14番についてもお尋ねをされておりましたよね、農地性として。こちらは八街字裏島の資材置場なんですけど、こちらは、第3種農地と、それに隣接してもう1筆、第2種農地が2つ複合しております。

以上です。

○小川委員

これは、1番目が4つ載っていますけども、この中での第3種農地は。

○宮内主査

面積は27平方メートルと1,932平方メートル、これが第3種農地でございます。残りの101平方メートルと505平方メートルが第2種農地となっております。要は、バイパス沿いの土地が第3種農地になりまして、その隣からが第2種農地になります。

○岩品会長

よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、これで質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号、11番、12番、13番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、11番、12番、13番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定します。

次に、議案第4号、14番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、14番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、15番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

します。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、15番については許可相当で決定します。

会議中ですが、ここで15分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時30分

○岩品会長

再開します。

次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、11ページをごらんください。議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1から番号6は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、吉倉字広田地先、地目、田及び畑、面積64平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1,537平方メートル。番号2、所在同じく、地目、田、面積922平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,713平方メートル。番号3、所在、地目同じく、面積2,249平方メートル。番号4、所在、地目同じく、面積2,320平方メートル。番号5、所在、地目同じく、面積1,272平方メートル。番号6、所在、地目同じく、面積1,467平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋め立てを行うものです。工事期間は証明交付から平成30年3月31日までです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第5号、1番から6番について、山本朝光委員、調査報告をお願いします。

○山本朝光委員

議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、番号1から6につきましては同様の内容でございますので、一括して現地調査報告をいたします。

申請地は、JR八街駅の南西約4.1kmに位置し川上県道に接する谷津田です。現在、休耕田で荒廃しておりますが、一体的に単純埋め立ての農地改良をしてから、サトイモ、落花生、白菜等を作付するものであります。使用する土は、千葉市若葉区小間子町にある土砂採取場から購入します。盛土の高さは現在より平均90センチメートル盛土をする計画であります。被害防除として、法面を木柵で施工するものでありますので、周囲への被害はないと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第5号、1番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については交付することに決定します。

次に、議案第5号、2番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、2番については交付することに決定します。

次に、議案第5号、3番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、3番については交付することに決定します。

次に、議案第5号、4番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、4番については交付することに決定します。

次に、議案第5号、5番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、5番については交付することに決定します。

次に、議案第5号、6番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、6番については交付することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書12ページをごらんください。議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年9月12日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の承認を求められております。

番号1、所在、榎戸字上、地目、畑、計3筆の合計面積4,059平方メートルです。利用

権の種類は賃貸借、期間は5年、2筆が新規、1筆が再設定です。

番号2、所在、上砂字荒久、地目、畑、実測面積1,440平方メートルのうち1,200平方メートルです。利用権の種類は使用貸借、期間は10年、新規です。

番号3、所在、上砂字荒久及び字柿木台、地目、畑及び山林現況畑、実測面積3,800平方メートルのうち2,000平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5,609平方メートルです。利用権の種類は使用貸借、期間は10年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から3までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号、1番から3番について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番から3番は承認することに決定します。

次に、議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書13ページをごらんください。議案第7号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年9月12日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、上砂字荒久及び字柿木台、地目、畑及び山林現況畑、実測面積1,440平方メートルのうち1,200平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積6,809平方メートルです。利用権の種類は使用貸借、期間は認可の公告日から平成39年10月9日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○藤崎委員

議案第6号の集積計画の例えば2とか3が議案第7号で借りていると思うんですけど、こ

これは、中間管理機構というものを通して千葉県園芸協会が借りたものを貸すという形と考えて、番号1の直接貸してあるもの、それとの違いというのを教えていただきたいです。

○梅澤事務局長

それでは、ご説明いたします。

例えば、議案第6号の1番につきましては、これは要するに、義務者と権利者の間に役所が入って、基本的には相対で貸し借りをを行っているというものになります。それと、議案第6号の2番については、農地中間管理事業というのは、言葉の言い方が適切かどうかはわかりませんが、まず、農地を農地中間管理機構が一度借りると。借りたものをさらに借りたい方に貸すと。また貸しと言ってしまうというわけではないですけど、要するに、間に中間管理機構が入るということで、例えば、使用料等が発生した場合も、農地を借りている方は中間管理機構にお金を払って、中間管理機構が土地の所有者にお金を払うということで、間に中間管理機構が入るということで個々のトラブルを防ぐというような形となっておりますので。単純な農用地利用集積計画で相対で借りる場合と、あとは、農地利用集積計画で1回中間管理機構に貸して、その後、議案第7号にありますように、農地利用配分計画において中間管理機構からまた貸すという形の、今、2通りのやり方がございます。

○藤崎委員

メリットというのは、ここで補助金みたいなものが中間管理機構を通すことによって起きるということを考えていいですか。

○梅澤事務局長

全ての案件ではございませんが、中間管理機構を通して貸した場合には、貸す側と借りる側、私は手元に資料がないのではっきりは言えないですけども、メリットになるケースがございます。

○岩品会長

ほかにもございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号、1番について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、14ページをごらんください。報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、番号2は一時転用の期間延長の届出でありまして、なおかつ関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、用草字高田地先、地目、田、面積183平方メートルのうち172.94平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積359.13平方メートル。

番号2、所在、地目同じく、面積2,352平方メートルのうち1,006平方メートル。目的、作業ヤード及び資材置場用地、事業内容、北総中央農業水利事業の機場ポンプ工事に伴う建設作業ヤード及び資材置場として一時的に使用するものです。なお、一時転用の期間は平成28年10月17日から平成29年3月16日までを平成30年3月31日まで延長するものです。

以上です。

○岩品会長

次に、報告第2号を太田主査、お願いいたします。

○太田主査

それでは、15ページをごらんください。報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、ご説明いたします。

この事業も期間延長の届出となります。番号1、所在、用草字車田地先。ここで、地目の訂正がありますので、申し上げます。畑と記載しておりますが、正しくは田になりますので、訂正をお願いいたします。それでは、続けさせていただきます。地目、田、面積906平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,960平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成、事業内容、関東農政局による公共建設発生土埋立事業による廃土処理です。工事期間は延長されまして、平成29年10月2日から平成29年12月28日までとなります。

以上です。

○岩品会長

次に、報告第3号を宮内主査、お願いします。

○宮内主査

議案書16ページをごらんください。報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、沖字東沖、地目、畑、面積1,983平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積8,130平方メートル。合意の成立日は平成29年9月7日、土地引渡時期は平成29年9月30日。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号から第3号につきましては報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はございますでしょうか。

○貫井委員

7ページで、武田委員が2、3、4と説明したのだけれども、内容は毎月毎月同じような内

容ですので、一括説明にまとめてください。

○梅澤事務局長

ただいまのご質問に対してお答えいたします。

実は、いつも大変なので、事務局といたしましても一括でいいのかなといろいろ考えたのですが、今日、こういう形で受付票というものを皆さんにお配りしましたので、こちらの方をごらんいただきたいと思います。例えば、受付票の右側の13番、14番の場合は、実際は1つの案件ですけど、これは義務者が違う方がおりますので2つの議題で出ているのですが、どちらかが許可相当になってどちらかが不許可相当というのはあり得ないと。一体の事業ですから、仮に許可相当であれば両方とも、不許可相当であれば両方ともということで、これは一体ということになるのですが、武田委員の案件につきましては、確かに場所も並びもほとんど変わらないので一緒なので、一緒でいいのですが、それぞれ、中には、どれかを不許可相当で、どれかを許可相当でも、それはそれでできてしまう案件でございます。必ず3つが同じ意見にならなくても、それぞれが違った意見になってしまってもいい案件でございますので、こういうものがあると、特に今までの中では問題はないのですが、ひょっとしたら、今後やっていく中で、申請者の中では不適當な方が出てくる可能性等もございますので、一括でいいような気がしますが、そういうことも考慮いたしますと、それぞればらばらでやっていただくということで、大変でございますが、そういう形でお願いしたいと思っております。

○岩品会長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、本日の議題の審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時51分)

議事録署名人

議 長

8 番

9 番